

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 26 日現在

機関番号：32634

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2011～2013

課題番号：23530109

研究課題名(和文)日本と韓国における知的財産権を巡る紛争解決システムについて

研究課題名(英文)The resolution system for disputes of intellectual property in Korea

研究代表者

矢澤 昇治(YAZAWA, SHOJI)

専修大学・法学部・教授

研究者番号：00128323

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 4,000,000円、(間接経費) 1,200,000円

研究成果の概要(和文)：関連する基礎作業として、韓国の商事仲裁に係る法文の翻訳をした。「韓国国際商事ジ規則」「韓国商事法院に内国商事規則」「韓国仲裁規則」などである。次いで、研究対象とした韓国の知的財産関連の紛争解決手段として、特にADRを中心に、1)韓国におけるADR、2)知財に関する紛争を関するADR、特に商事仲裁、3)仲裁合意における問題点、4)裁判官による調停を対象に検討を重ねた。その具体的な考察の対象として、ADRの一つとしての調停を例に採ると、調停制度としては、著作権委員会、産業技術紛争調停委員会、配置設計審議調停委員会、電子取引紛争調停委員会などである。成果物は、今後順次公表する。

研究成果の概要(英文)：First we transtated the related laws and regulations. For example, it is Arbitration Act, KCAB Internationa Arbitratio Rules. And we inquired for the resolution system for disputes of intellectual property in Korea. To be concrete, ADR mediation, commercial arbitration, etc. For the mediation we invested the "Korean Copyright Commission" etc. In near future we will make public the results.

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・民事法学

キーワード：知的財産権 紛争解決制度 SDR 著作権委員会 裁判官による調停 商事仲裁 和解勧告決定

1. 研究開始当初の背景

(1) 昨今における、知的財産権に関する、国際裁判管轄権、準拠法ならびに外国判決の承認・執行の問題に関する研究の深化には、刮目すべきものがある。例えば、その成果としては、河野俊行『知的財産権と涉外民事訴訟法』(弘文堂、2010年)、木棚照一『国際知的財産法』(日本評論社、2009年)、高林龍編『知的財産法制の再構築』(日本評論社、2008年)などがあり、更に、多数の論攷が重ねられてきた。また、これらの問題に関する外国との研究交流としては、早稲田大学グローバル COE 企業法制と法創造の一環として、日韓の共同研究が鋭意行われてきたことも周知の事実である。しかしながら、これらの研究においては、知的財産権を巡る種々の紛争解決制度の存在が必ずしも意識下に置かれることなく、裁判管轄の CLIP 原則や ALI 原則とか、属地主義の再評価が取り上げられ、いわゆる知的財産紛争の解決のために用いられている専ら、訴訟に据えられ、ADR が射程の範囲外に置かれている。また、知的財産権を巡る紛争の発生を予防するための国際実施許諾契約・譲渡契約などの実務上の諸問題が絞殺の対象とされていないと思われる。

(2) 申請者は、法科大学院が設立された直後、法科大学院における知的財産権に関する先端的教育のための教育教材プロジェクト(2004年~2008年)((文部科学省専門職大学院プロジェクト:代表 齊藤博)の国際紛争のグループ・リーダーとして、全12巻の教材を作成した。

2. 研究の目的

(1) 本研究は、日本と韓国における知的財産権を巡る紛争解決方法としての ADR を、主として比較研究することを目的とするものである。このプロジェクトを遂行するにあ

たり、韓国における知的財産権を巡る紛争処理のための ADR は、先進的であり、研究してみるべき価値のあることを確信した。まず、訴訟のための特許法院をはじめとして、商事仲裁院がある。そして、著作権審議調停委員会(CDCC)、半導体回路配置調停委員会「SLDCC」、ドメインネーム紛争解決委員会(DDRC)がある。これらに加えて、韓国におけるコンピューター・ソフトウェア取引紛争の ADR としては、コンピューター・プログラム審議調停委員会、電子商取引調停委員会、消費者紛争調停委員会、韓国商事紛争委員会が存在し、多くの紛争解決も果たしてきたことを確認した。

(2) このプロジェクトを実施するための情報収集をしてから、既に5年が経過しようとしている。本研究は、さらに競争と軋轢を増大させている知的財産権の領域における、大韓民国における紛争解決の実情を精査しようとするものである。研究の対象となる ADR を従前のそれらに加えて、改革を加えられたものをすべて、その対象とする。また、紛争の発生を予防するための国際実施許諾契約・譲渡契約において、準拠法条項、紛争解決条項として、どのような内容をするのが望ましいかについては、検討される機会が乏しいと判断される。本研究では、これらの実務上の諸問題を含めて、考察の対象とする。

3. 研究の方法

(1) 韓国における特許権、著作権、商標権、意匠権の侵害は、訴訟によることが多いので、早稲田大学で早稲田大学グローバル COE を通じて、この道を研究してきた木棚と、ドイツで研鑽してきた芳賀が、国際裁判管轄権、準拠法、外国判決の承認・執行について、日本と韓国における法令、特に、判例を取り上げて検討する。

(2) 日本と韓国における商事仲裁については、矢澤と高が担当する。国際取引の紛争解

決として、重要性を増している商事仲裁と訴訟との関連や競合などの問題、仲裁の利用状況、利用上の問題、仲裁を利用するに伴いこの国とどのような具体的な問題が生じているかを明確にする。

(3) 更なる ADR として、著作権審議調停委員会 (CDCC)、半導体回路配置調停委員会 (SLDCC)、ドメインネーム紛争解決委員会 (DDRC) があり、これらに加えて、韓国におけるコンピューター・ソフトウェア取引紛争の ADR としては、コンピューター・プログラム審議調停委員会、電子商取引調停委員会、消費者紛争調停委員会、韓国商事紛争委員会もある

4. 研究成果

(1) まず、基本的な邦文の収集と翻訳作業を行った。たとえば、1) KCAB INTERNATIONAL ARBITRATION RULES (June 29, 2011) 韓国「韓国商事仲裁法院の国際商事仲裁規則」【翻訳】「韓国国際商事規則」、2) KCAB Domestic Arbitration Rules (June 29, 2011) 「韓国商事仲裁法院の内国仲裁規則」【翻訳】「KCAB 内国仲裁規則」、3) Arbitration Rules of KCAB (Nov. 13, 2008) 「韓国商事仲裁法院の仲裁規則」【翻訳】「韓国仲裁規則」、4) ARBITRATION ACT OF KOREA (2002) 【翻訳】「韓国改正仲裁法」(No. 6626, Jan. 26, 2002) などである。

(2) 韓国における紛争解決制度の全体像を明らかにした。具体的には、1) 斡旋、2) 訴訟 (民事訴訟による解決 (少額事件審判制度、支払命令制度)、3) 調停 (Mediation) (裁判所による調停と各種の行政機関による調停)、4) 和解 (Compromise) (訴訟提起前の和解)、5) 仲裁 (Arbitration) である。

(3) 韓国における調停制度の全体像を考察した後で、その個別的な検討を加えた委員会として、1) 産業財産権紛争調停制度の活用、2) 著作権委員会、3) 半導体回路配置調停

委員会：半導体チップ審議調停委員会、4) ドメインネーム紛争解決委員会、5) コンピューター・プログラム審議調停委員会 (統合廃止)、6) 電子取引紛争調停委員会、7) 消費者紛争調停委員会である。

(4) 著作権委員会について (3) に取り上げた各委員会のうち重要な委員会については、個別的に検討した。1) 韓国における著作権法改正の経緯、2) 法の統合と特例措置 (「著作権法」と「コンピューター・プログラム保護法」の統合、コンピューター・プログラム著作物に対する特例)、3) 著作権委員会の設置、4) 業務内容と権限、5) 著作権委員会による斡旋、6) 著作権委員会による調停部の設置、7) 調停手続、8) 調停の成立と効力、9) 調停費用等である。

(5) 韓国の商事仲裁制度の考察した内容として、1) 仲裁制度の成立の経緯、2) 仲裁法制定 (法律第 6084 号) と改正理由、3) 改正仲裁法の全体的特徴、4) 仲裁利用の現況

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 1 件)

芳賀雅顯 「国際裁判管轄の専属的合意と国際的訴訟競合の官界」慶應法学、28号、272～299頁、2014

6. 研究組織

(1) 研究代表者

矢澤昇治 (YAZAWA Shoji)

専修大学・法学部・教授

研究者番号：00128323

(2) 研究分担者

木棚照一 (KIDANA Shoichi)

早稲田大学・名誉教授

研究者番号：90066697

芳賀雅顯 (HAGA Masaaki)
慶應義塾大学・法務研究科・教授
研究者番号：30287875

高榮洙 (GOU Yonnsu)
帝塚山大学・法学部・教授
研究者番号：90412121

久保次三 (KUBO Tsugizo)
専修大学・法務研究科・教授
研究者番号：50363601

根本洋一 (NEMOTO Yoichi)
横浜国立大学・国際社会科学研究科・教授
研究者番号：609198570